

# 足利市立山辺小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止のための基本的な考え方

### (1) いじめ防止の対策に関する基本理念

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「山辺小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

## 2 学校におけるいじめ防止対策のための組織

いじめ対策委員会として、(1)「いじめ未然防止・早期発見・早期解決に係る委員会（定期開催）」と(2)「重大ないじめの対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

各委員会の委員は、下記の通りとします。

### (1) いじめ未然防止・早期発見・早期解決に係る委員会

校長 教頭 教務主任 学年代表 児童指導主任 養護教諭 教育相談担当  
特別支援教育担当 人権教育主任 学習指導主任 等

### (2) 重大ないじめの対応に係る委員会

校長 教頭 教務主任 学年主任 学級担任 児童指導主任 養護教諭  
関係職員 スクールカウンセラー 学校評議員 保護者代表 等

## 3 いじめの未然防止に向けて

(1) 児童一人一人に対して、道徳教育や道徳の時間を中心に、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成します。

(2) 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。

(3) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(4) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 4 いじめの早期発見に向けて

(1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教員一人一人が強く認識します。

(2) 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。

(3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。

(4) 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。

(5) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

(6) 児童、保護者、地域等からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

## 5 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- (2) いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思ひ込むことなく組織的かつ継続的に対応します。
- (4) いじめている児童については行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- (5) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (7) 解決した後も、双方の児童を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

## 6 重大事態への対応

- (1) 当該いじめの事実調査・対処については、教育委員会や警察と連携し、重大ないじめの対応に係る委員会が中心となり、学校組織を挙げて対応します。
- (2) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努めます。
- (3) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼します。

# 山辺小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

## 1 いじめの未然防止に向けて

- (1) 計画的な指導
  - (ア) いじめ未然防止に向けての全体指導計画を策定する。評価を年1回以上実施し、実施状況の把握や改善に努める。
  - (イ) いじめに関する意識調査を年間3回以上行う。集団を把握するための調査方法の検討を行う。要配慮児童への支援方針を検討する。
  - (ウ) いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。
- (2) いじめの起こらない学校づくり
  - (ア) 学級づくりや学習指導の充実
    - ・「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」などを目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
    - ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
  - (イ) 道徳教育の充実
    - ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
    - ・道徳の時間などを活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳的実践力を育成する。
  - (ウ) 特別活動の充実
    - ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
    - ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
    - ・児童会活動においては、委員会活動、クラブ活動、縦割り班活動、あいさつ運動などを通して、児童の主体的な活動を推進しながら、より良い人間関係づくりを目指す。
  - (エ) 人権が守られた学校づくりの推進
    - ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
    - ・教職員自らの言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したり

- することがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
- (オ) 保護者・地域との連携
- ・学校のホームページや学年部会等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
  - ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。
- (3) ネットいじめへの対応
- (ア) 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。
- (イ) 「児童に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。
- ① 掲示板等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
  - ② インターネット等を介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
  - ③ 有害サイトにアクセスしないこと。
- (ウ) 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるように啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

## 2 いじめの早期発見に向けて

- (1) 早期発見のための認識
- (ア) 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (イ) 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- (2) 早期発見のための手立て
- (ア) 児童が気軽に相談できるような信頼関係の構築に努めるとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- (イ) 毎週1回「学年情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- (ウ) 教育相談週間を設定する。(10月～11月)
- (エ) 教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できる体制を整える。
- (オ) 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- (カ) 保護者の悩みにも応えることができるような、相談しやすい、開かれた学校づくりを心がける。

## 3 いじめの早期解決に向けて

- (1) 早期解決のための認識
- (ア) いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることがを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。また、「いじめられた児童にも問題がある」という認識や発言はしない。
- (イ) いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許さない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 早期解決のための対応
- (ア) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (イ) いじめ対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。
- (3) 児童、保護者への支援
- (ア) いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係わる情報を共有する。

- (イ) 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- (ウ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- (エ) いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- (オ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- (カ) いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
  - (ア) いじめの問題について調べる。話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
  - (イ) はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
  - (ウ) いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

- (5) ネットいじめへの対応
  - (ア) ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
  - (イ) 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (6) 教育委員会及び警察との連携
 

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄の警察署と連携して対処する。

- (7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて
  - (ア) 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
  - (イ) 双方の児童及び周りの児童が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の「重大ないじめの対応に係る委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。（必ず複数の教員で、丁寧に対応する。）
- (5) 当該児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。
- (7) マスコミ対応については、窓口を一本化する。（校長または教頭）
- (8) 実施する取組

行動の優先順位 保護者への連絡・連携 必要に応じて関係機関 被害者・加害者等 地域との連携	の決定 事実関係の聴取 教育委員会への報告・連携 （警察、福祉関係、医療関係等） 観衆・傍観者等への指導・支援 継続的な状況把握と支援	緊急アンケートの実施 の報告・連携 （警察、福祉関係、医療関係等） 観衆・傍観者等への指導・支援 等
---	--	--